

女性に対する暴力に関する研修と 普及啓発事業の成果と課題

越智方美

要 旨

1990年代半ば以降、女性に対する暴力は人権の問題であるとの認識が、国際社会で広まった。わが国においても、女性に対する暴力撲滅を推進することは、男女共同参画社会の実現に向けて重要な課題のひとつである。国立女性教育会館（NWEC）では、2006（平成18）年度から現在まで、国内の配偶者暴力相談支援センターで相談員、管理職として暴力被害者支援に従事する職務関係者を対象とした研修を実施している。また女性リーダーの育成事業として、「アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」を、普及啓発事業として「女性のエンパワーメント国際フォーラム」をおこなっている。本稿では、2006（平成18）年度から2009（平成21）年度にわたり実施した上記事業の成果と、そこからあきらかになった課題について報告する。

国内研修の成果として、相談技術の向上や関係諸法の知識の習得に加え、宿泊形式の研修を通じて、相談員の間的人的ネットワークが形成された点が確認できた。一方、暴力をうけた被害者の多様な状況への適切な対応、相談員のセルフケア、管理職研修などについては、引き続き取り組むべき課題も残されている。国際研修と普及啓発事業からは、女性に対する暴力に関連する法律の執行、暴力防止教育の必要性やグローバル化が与える影響などが、アジア・太平洋地域の共通の課題であることがあきらかになった。女性に対する暴力撲滅のためには、各国の先進的な取組みを視野に入れたさらなる研修や普及啓発事業が求められている。

キーワード：女性に対する暴力（VAW）、ドメスティック・バイオレンス（DV）、配偶者暴力相談支援センター、女性関連施設、企業の社会的責任（CSR）、エンパワーメント

1. はじめに

女性に対する暴力（violence against women、以下VAW）に向けた取組みは、男女共同参画社会の実現に向けた重要な課題のひとつである。国立女性教育会館（以下、NWEC）では、2004（平成16）年度以降、国内外でVAWに関連する研修ならびに普及啓発事業を実施してきた。本稿の目的は、こうした研修および普及啓発事業の成果を整理し、VAW撲滅のための課題を

あきらかにすることである。具体的には、NWECが内閣府より受託している委託事業である「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」とそれに先立っておこなってきた「女性関連施設相談担当者研修」、「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」と、「アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー（以下、「エンパワーメントセミナー」）」と「女性のエンパワーメント国際フォーラム（以下、「国際フォーラム」）」の成果を報告する。議論の構成は以下の通りである。まずVAWをめぐる国際社会と日本の動向を概観した後、

NWECが国内研修として実施したドメスティック・バイオレンス（以下、DV）を受けた女性への支援者を対象とした研修の成果について考察する。続いて、国際研修の成果と課題を提示し、最後にVAW撲滅のための今後の課題と展望を提示する。

本稿の分析と考察は、国内研修については平成16年から平成21年にかけて実施した研修の参加者のアンケート結果ならびに自己点検評価報告書の記述に基づいている。国際研修についても同様に、VAWを主題として平成20年と平成21年に実施した「エンパワーメントセミナー」と「国際フォーラム」の記録ならびに研修生がおこなった政策提言による。

なお、VAWは配偶者・パートナーからの暴力、性犯罪、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など様々な形で存在している〔デービス1998=1994〕。限られた紙面でこれらすべての問題の検討は困難であるため、本稿ではNWECが実施した国内研修については主としてDVを、国際研修についてはDVと人身取引について限定的に論じる。

2. VAWをめぐる国内外の動向

2.1. 国際社会におけるVAWをめぐる動向

VAWが人権侵害であるとの見解は1990年以降に、新たに発見された考え方である。国連人権委員会の「女性に対する暴力特別報告者」を務めたラディカ・クマラスワミは「女性に対する暴力は、1980年代後半まで国際的な優先事項にならなかった。多くの社会において私的領域は調査から隔離され、暴力の問題はタブーであった」と指摘している〔クマラスワミ2000〕。

このような状況に変化をもたらしたのは世界各国の女性団体による運動を通して、VAWは私的な問題にとどめおくべきことではなく、人権侵害のひとつの形態であるとの主張がなされたことが大きい。その結果、VAWに関する国際的な水準での監視が必要との認識が国際社会で醸成されるに至った。1993年ウィーン世界人権会議で「ウィーン宣言・行動計画」が採択され、あらゆる形態のVAWが人権侵害にあたるとされた。同年12月の国連総会では「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択され、VAWが単なる「女性問題」の領域にとどまらず、国際社会全体で取り組むべき人権問題であると宣言されている。2年後に北京で開催された第

4回国連世界女性会議（以下、北京会議）では、12の戦略目標のひとつに女性に対する暴力が掲げられ、「女性に対する暴力は、平等、開発及び平和という目標の達成を阻む障害である」（第IV章、パラグラフ112）とされた¹⁾。さらには2000年にニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」で採択された『成果文書』では、公的領域ならびに私的領域における女性に対するあらゆる暴力の廃絶のための、各国の制度的な取組みの必要性が明記された。

2.2. 日本国内の動向

こうした国際社会の流れを受け、日本でも1995年の北京会議以降、DVを中心としてVAWへの関心が広がった。日本におけるDV被害者支援は民間での取組みが、行政に先行しておこなわれている。92年にはDV被害者支援に携わる実務家、研究者らが「夫・恋人からの暴力調査研究会」を立ち上げ、日本国内で初の全国実態調査を実施している。また98年には民間DV被害当事者支援団体のネットワークである「全国女性シェルターネット」²⁾が設立されている。

国によるVAWへの取組みは、96年に男女共同参画審議会が決定した「男女共同参画2000年プラン——男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（2000年）度までの国内行動計画」の12の重点項目のひとつとして、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が掲げられたことを出発点としている〔戒能2001:4〕。99年には総理府男女共同参画室（当時）が「男女間における暴力に関する調査」を実施し、2001年には内閣府男女共同推進本部が、毎年11月の2週間に、「女性に対する暴力をなくす運動」³⁾をおこなうことと定めている。地方自治体レベルでは、東京都生活文化局（当時）が97年に「女性に対する暴力調査報告書」を公表し、研究機関としては、財団法人アジア女性交流・研究フォーラムが、1999年から2001年にわたりアジアにおけるDVの先駆的な実態調査をおこなっている〔アジア女性交流・研究フォーラム2002〕。

2001年に制定、施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV防止法」）は、日本国内での社会問題としてのDVの認知に大きな役割を果たした。「DV防止法」制定の意義は、これまで厳然と存在していた「法は家庭に入らず」の原則を打ち破った点にある。同法において違反者への刑事罰を含む保護命令制度の制定や、配偶者暴力防止

センターや警察等の公的機関による被害者支援の規定が含まれたことは、DV被害者支援を前進させる一歩となった⁴⁾。

3. NWECCによるDVを受けた女性の支援者を対象とした研修

DVをめぐる官民の取組みが進む中で、NWECCではVAWに対する取組みの推進が、男女共同参画社会の形成のための喫緊の課題であることから、国内および国際研修や調査研究と普及啓発事業を実施してきた。本節ではNWECCがこれまで実施したDVに関連する研修を概観しつつ、研修の成果と残された課題を整理することとしたい。表1は、NWECCが過去5年間に実施したDVに係わる研修をまとめたものである。これらの研修は、①主催事業として平成16年度から平成20年度にかけておこなった「女性関連施設相談担当者実務研修」（以下、「相談担当者実務研修」）と「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」（以下、「相談員研修」）と、②平成17年度から現在まで内閣府からの受託事業として実施している「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」（以下、「暴力被害者支援セミナー」）のふたつの区分に分類することができる。

3.1. 「女性関連施設相談担当者実務研修」

平成16年度と平成17年度の2年間にわたり実施されてきた「相談担当者実務研修」は、「女性関連施設の相談業務担当者に対する専門的・実践的な研修を行い、女性関連施設相談員⁵⁾としての資質・能力の向上を図る」ことを目的としている。2泊3日の宿泊型研修であり、初日は女性関連施設における相談事業の意義と役割についての講義と討議の後、相談経験年数に従い2グループに分かれて、相談事業の取り組みの現状と課題やスーパービジョン⁶⁾の実際など相談手法に関連する実技を学ぶ内容となっている。「相談担当者実務研修」では、2日目に子育て、女性のからだと健康相談、夫婦の関係など必ずしもDVに特化していないテーマに沿った分科会が設けられているが、これは女性関連施設での相談事例が、DVがその大半を占めてはいるが、依然としてそれ以外の相談も受けている現状を反映している。

「相談担当者実務研修」のアンケート結果からは、相談員自身の心のケアのプログラムの必要性がみてとれる。相談員は日常業務の中で、「代理受傷」や「共感ストレス」をうけやすく、また長期間にわたるDV被害者への支援の過程で、孤立し無力感にさいなまれ「バーンアウト（燃え尽き）症候群」に陥る危険性が指摘されている。相談員のセルフケアの問題は、女性関

表1 国立女性教育会館が実施した女性に対する暴力に係る研修

研修名称	実施年度	定員	受講者数	区分
女性関連施設相談担当者実務研修	平成16年度	60名	105名	NWECC主催事業
	平成17年度		76名	
配偶者からの暴力等に関する相談員研修	平成18年度		83名	
	平成19年度		105名	
	平成20年度		74名	
配偶者からの暴力被害者支援基礎セミナー	平成17年度		150名	
	平成18年度	194名		
	平成19年度	193名		
	平成20年度	231名		
配偶者からの暴力被害者支援応用セミナー	平成17年度	50名	72名	
	平成18年度		99名	
	平成19年度		71名	
	平成20年度		123名	
配偶者からの暴力被害者支援管理職セミナー	平成17年度	50名	42名	
	平成18年度		51名	
	平成19年度		60名	
	平成20年度		54名	

出所：「独立行政法人国立女性教育会館自己点検・評価報告書」平成16年度～平成20年度より著者作成

連施設での相談事業を組織全体として支える仕組みづくりとも関連している。日本の女性関連施設の多くは、主として研修と普及啓発活動を担う事業、情報発信や図書館の運営を担当する情報と相談の3つの機能を備えている。DVが、男性に比べて経済的に劣位に置かれている女性の地位の低さや、既存の性別役割分業に規定された人々の意識の問題等に起因する複合的な差別の一形態であることを考慮すると、女性関連施設での相談事業のあり方も、単に電話や来所を通じたクライアントの相談を提供する単体の事業としてとらえることはできない。今後の研修には、普及啓発事業や情報発信の担当者と連携をはかり、相談業務を女性関連施設の持つ他の機能と連動させた好事例を紹介していくことが考えられる。

また研修参加者の属性を詳しく見てみると、相談員の多くが非常勤、嘱託職員という身分保障のない不安定な雇用形態のもと就労していることも明らかになった。平成16年度と17年度におこなった「相談担当者実務研修」に参加した受講者（2年間で合計181名）のうち、常勤職員の割合は、平成16年度が12.5%、翌平成17年度が7.8%にとどまっている。DV相談は、カウンセリング手法のみならず心理学、精神医学、法律に関する専門知識や、福祉行政の仕組みについての理解を含む幅広い知識と経験、人的ネットワークを構築していくことが求められている。しかし女性関連施設の相談員の多くが、その専門性を高めるための十分な研修に恵まれない現実がある。施設長が数年で異動する中で、女性関連施設という組織の中で相談業務の意義と位置づけを常に確認し、業務を担う相談員の専門性のより一層の認知が求められている。NWECが実施する管理職を対象とした研修（後述）においても、相談員の専門的知識の獲得と継続的な技能向上のための機会確保の重要性についての理解を促す必要があるだろう。

3.2.「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」

「相談員研修」は平成18年度から平成20年度にかけて実施された3日間の宿泊型研修である。その目的と対象は「相談担当者実務研修」と同じだが、研修目標に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関連諸法の活用方法を身につける」と、「相談機関及び担当者のネットワークを育成する」との2点がより強調されている。相談機関と担当者間の

ネットワークの重視は、DVという複雑で分野横断的な問題に適切に対処するためには、相談員個人の水準の相談技能の向上に加え、被害女性から相談を受ける組織間のより緊密な連絡体制や連携の構築なしには実現できないことが徐々に明らかになったことによる。NWECとしても宿泊研修の特色を生かして2日目の夜間（19：30から21：00の時間帯）に、地域ブロック別交流をおこなうプログラムを設定し、地域ブロック⁷⁾毎の交流をはかることができるよう配慮した。また「相談担当者実務研修」で課題として認識された、相談員自身のセルフケアは、相談業務の質の維持・向上に不可欠であると考え、この点を重視したプログラム構成とした。平成20年度の研修全体の満足度は、97.2%となった。アンケート結果からは、参加者は相談現場ですぐに役立つ実践的な内容を学習できた点や、相談担当者間のネットワーク形成ができたことを高く評価していることが確認された⁸⁾。

3.3.「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」

「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」は、国が全国の配偶者からの「配偶者暴力相談支援センター」⁹⁾等で勤務している相談員に研修の機会を提供するために、内閣府の委託事業として実施している研修事業である。「暴力被害者支援セミナー」は、内閣府、NWEC、企画委員会、地方公共団体がそれぞれの役割を担い事業を進めており、NWECは平成17年より内閣府より委託を受け実施している。「暴力被害者支援セミナー」は、セミナー受講者の経験と職位に基づき基礎、応用、管理職の3つのコースに分かれている。

各コースの狙いと対象者は以下の通りである。基礎セミナーは経験3年未満の相談員が、配偶者からの暴力に関わる相談を受けるにあたり、基本的な知識や技術を身につけることを目的としている。基礎セミナーは毎年、3地域で開催され、企画委員が作成した研修骨子に基づき、各地域の個別の事情を考慮して地域のニーズに添った内容の研修としている。また、地域における人材育成の観点から、開催地域でDV支援に従事している専門家を講師として招へいするよう配慮している。応用セミナーでは経験3年以上の相談員を対象として、さまざまな相談への的確な対応や配慮すべき事項についてより専門的な知識や技術の向上を図ることを目指している。DV相談に関連する個別、具体的な課題に対応できるよう、相談員個人の技能向上を

とおして、より円滑な援助をおこなうことができるような研修内容を提供している。管理職セミナーは、相談事業を管理統括する立場にある管理者を対象とした研修であり、相談機関のマネジメント能力の向上に力点を置いている。それぞれの研修プログラムは、「DV防止法」についての専門家の解説や、配偶者からの暴力の実態とその影響に関する講義とテーマ別の分科会、ケース研究から構成されている。応用セミナーと管理職セミナーでは、最終日にそれぞれが現在直面している課題をテーマとしたシンポジウムをおこない、統括討議の場を設けた。

「暴力被害者支援セミナー」の成果と課題としては、レベル別に以下のように総括することができる。

まずすべてのレベルに共通する成果として、受講者の中で相談業務に関する情報交換や人的交流を図ることができた点をあげることができる。これは宿泊研修であったため、日帰り型あるいは通所型の研修と異なり、正規の研修プログラム終了後も食事や自由時間を共有することにより、緊密な交流につながったと考えられる。女性関連施設で勤務する相談員は、予算や人材確保の困難さなどの理由から、少人数での相談シフトに組み込まれている場合が多い。相談実務のスキルは、受理会議やケース会議¹⁰、スーパービジョンを通して、自分が担当した相談事例について、どのような別の対応があり得たのか、より適切な対応をするためには、何が必要だったかを相談員相互の意見交換あるいは、経験豊富なスーパーバイザーの助言を通じて向上していく。しかし先に述べた「一人職場」では、相談員個人のスキルアップが困難な状況にある。またDV相談の特徴のひとつとして、その地理的な広域性がある。DVという個人のプライバシーに関わる相談の場合、相談者は意図的に出身地域を離れた地域で相談する事例も多数報告されている。とりわけ首都圏、大都市圏にある相談センターでは、他の地域からの相談も多いため、相談員は所属する組織がある地域以外の事情にも通じていることがしばしば求められている。その意味で「暴力被害者支援セミナー」への出席を通じて、近隣地域の相談員といわゆる「顔の見える」関係を築くことができた意義は大きいといえるだろう。

次に基礎セミナーの成果と課題をみてみよう。平成20年度の基礎セミナーは北海道、愛媛県、富山県の3地域で実施され、延べ237名が受講した。受講者から

は相談事業の役割や意義についての理解を深め、相談業務に必要な基本的な知識や技術、実践に役立つスキルを一定程度取得することができたとの評価を得ている。今後学びたいテーマとしては、DVの予防教育やデートDV、加害者対応やケーススタディの実践などがあげられた。また「過密スケジュールであったため、どの講義ももっと時間をかけて聴きたかった」「講義のみではなく、参加型の研修を実施してほしい」とのセミナー全体の時間配分や講義形式に関する要望もよせられた。

応用セミナーには平成20年度は123名が参加した。受講者からは、「相談事業の意義や役割をあらためて理解することができた」「DV相談をとりまく今日的な課題の把握に役立った」との意見がよせられている。応用セミナーの課題としては、以下の二点をあげることができる。第一はDV相談に関わる様々な機関の連携のあり方である。配偶者暴力相談支援センターが日本国内に設置され、相談事例の積み重ねを通じてDVという社会問題に対して適切な対応をおこない、被害者の立場にたった支援を提供するためには、単体の組織による相談や支援では限界があることが関係者の間で広く共有されるようになった。それに伴い、関連諸機関の間の連携の重要性が認識され、連携はDV問題を論じる上での重要なキーワードのひとつにもなっている。しかしDV相談を取り巻く現状をみると、「(DV職務関係者間の) 連携は総論賛成」の域にとどまっている部分も多い。その背景には、縦割りの行政機構、官民におけるDV支援に対する温度差や業務の進め方や手順の違い、匿名性の保持が求められるDV被害者に関する情報共有の困難さをあげることができる。連携の実践をいかにこなっていくか、については日本社会におけるDV問題への取組みを推進するための大きな試金石となるであろう。

第二の点は、基礎セミナーの参加者からも、今後、研修で学びたいこととして指摘された、いわゆる困難事例への対応である。DVを受けた女性のバックグラウンドは多様である。とりわけ、外国籍女性、障がいのある人、セクシュアル・マイノリティなど複合差別を受けている当事者への支援は、個々の相談事例の陰に存在している複数の要因を考慮しておこなわなければならない[移住連「女性への暴力」プロジェクト2004][東京自治研究センター・DV研究会2007]。このような実状を考慮して、平成20年度の応用セミナー

では、外国籍被害者への支援、交際相手から暴力を受けた被害者への支援、配偶者からの暴力がある家庭の子どもへの支援、暴力被害の重複事例に対する支援と4つの分科会を設定し、参加者がその中から自身のニーズに合致した分科会を選択できるよう研修内容を工夫した。

管理職セミナーについては、初年度の平成17年度に開催した際には関係者への周知期間が短く、定員の50名を下回ったが、平成18年度以降はいずれも定員を上回り、かつ参加者の出身地域も毎年広がっていることから、管理職を対象の研修ニーズも高いことがうかがわれる。平成20年度は44都道府県、12政令指定都市から54名の参加があった。管理職セミナーの研修内容については、DVに関連する法令の理解、配偶者からの暴力に関する基礎知識に加え、分科会とシンポジウムでは、(DV相談を受けている)組織としてどのようにこの問題に対応することが求められているかを、医療機関や警察、他の行政機関との連携に力点をおいて学び、また参加者同士が意見交換をおこなえるような内容となっている。最終日のシンポジウムでは、「管理職の責任と相談機関のマネジメント」では、支援担当者の安全と組織内での役割分担や連携のあり方について検討をおこなった。特筆すべきは平成20年度の参加者、54名の内約半数が経験2年未満である点である。このことは、福祉、医療、教育や人権といった幅広い専門知識と実務経験が求められるDV相談の現場の管理職もまた、十分な職業上の訓練機会に恵まれないまま、配置されていることを示唆している。研修直後のアンケートでも、経験の浅い管理職向けに新たに設定した分科会「自機関のマネジメントと関係機関との連携」は満足度が96%となり、この分野での研修の需要が高いことが確認された。

4. VAWをテーマとした国際研修・普及啓発事業

以上ここまでNWECが国内のDV相談担当者、女性関連施設の管理職を対象におこなってきた配偶者からの暴力に関する研修を振り返り、日本国内でDV被害者支援に関わっている職務関係者が直面している課題の一端をあきらかにした。第4節では、NWECが過去2年間に実施した国際研修と普及啓発事業から、アジア・太平洋地域でのVAWをとりまく現状を検討する。

4.1.「アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」

「エンパワーメントセミナー」は、「男女共同参画社会の実現に向けて、開発途上国等において研修成果を普及していく立場にある女性行政・教育担当者、NGOのリーダーを対象に、女性の能力開発・人材育成等の課題を取り上げ参加型の実践的なセミナーを行う」ことを目的として、平成18年度よりNWECが実施している国際研修である。「エンパワーメントセミナー」では、男女共同参画の推進に関わる喫緊の課題をテーマとして取り上げてきた。表2は過去4年間のセミナーのテーマと研修生の国籍の一覧である。平成20年度と21年度は日本を含むアジア・太平洋諸国の共通の問題である「女性に対する暴力の撲滅」をテーマと設定している。

「エンパワーメントセミナー」の特色は、①多国籍研修をおこなうことにより、アジア・太平洋地域における男女共同参画にかかわる喫緊の課題の多様性と共通点を俯瞰すること、②研修で得た知見を参加者が出身地域に持ち帰って実践し、業務や担当プロジェクトに活かすこと、③研修事業、女性教育情報センターや調査研究などのNWECの有する資源をプログラムに反映し、国際研修と国内研修、情報課の事業との有機的なつながりを強化することにある。以下では①と②に該当する、アジア・太平洋地域におけるVAWの現状と課題を確認し、セミナーで学習したことの実践への応用可能性について検討したい。

(1) アジア・太平洋地域のVAWの現状と課題

「エンパワーメントセミナー」では研修期間の前半に、研修生がそれぞれ自国で実施しているVAW関連の政策の現状と、その改善のためのベストプラクティスを共有する時間をプログラムの中に組み入れた。具体的にはVAW撲滅のための連携の事例と、カントリレポートの発表をおこなった¹¹⁾。本節では、研修生の発表内容から、日本でのVAWの問題とも関連する3点に焦点をあて考察してみたい。

各国に共通してみられた問題点としては、VAWに対応する法制度と執行のギャップがある。平成20年度は9カ国、平成21年度は8カ国から研修生が参加したが、すべての国でVAWに関わる何らかの法律が制定、施行されている。しかし、法の実効の観点からはいずれの国の参加者からもその不備が指摘された。

たとえばラオスでは2004年に「開発と女性の保護に

表2 「アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」

実施年度	テーマ	研修生	国籍
平成18年度	次代を担う女性リーダーの能力開発・ネットワークング	19名	8カ国（インド、インドネシア、韓国、カンボジア、タイ、日本、バングラデシュ、フィリピン）
平成19年度	人身取引問題とその解決に向けて	11名	7カ国（インド、韓国、カンボジア、タイ、日本、バングラデシュ、フィリピン）
平成20年度	女性に対する暴力の根絶に向けて —多様な連携と協働—	13名	9カ国（インド、韓国、カンボジア、タイ、ネパール、パプアニューギニア、バングラデシュ、フィリピン、ラオス）
平成21年度	女性に対する暴力の根絶に向けて —有効な支援システムの構築—	11名	8カ国（インドネシア、韓国、カンボジア、タイ、ネパール、パプアニューギニア、バングラデシュ、フィリピン）

出所：『独立行政法人国立女性教育会館自己点検・評価報告書』平成18年度～平成20年度より著者作成

関する法律」が施行され、その第IV条は女性と子どもに対する人身取引とDVからの保護を謳っている。しかしこの法律の存在自体が、法の保護対象となっているターゲットグループにより十分には認知されていない。とりわけ、農村地帯の居住者および、少数民族の女性と子どもたちが法の執行から漏れていることが問題として認識されている。こうした問題を解決するためには、法識字能力を備えた専門家の養成が求められている。カンボジアでも2005年に「ドメスティック・バイオレンス防止法」が、2008年には「人身取引と性的搾取の抑止に関する法律」が施行されている。しかしラオス同様、法の実施と普及には課題をかかえており、カンボジア政府は、上記法律の実施細則や規則の発令、人身取引タスクフォースの創設、DVやレイプ、人身取引などVAWに関わる判例を担当する警察官や検事、判事的能力開発プログラムを実施し、制度としての法律とその運用の溝を埋める仕組みづくりに着手している。

VAW防止のための教育と啓発の重要性を指摘した研修生も多かった。VAWが社会で容認され続けるその根底には、女性の人権は軽視しても構わないとの意識がある。そのため、女性の人権を尊重するための意識啓発や教育の充実はVAW撲滅のためには不可欠である。タイで強制売春やレイプ、虐待を受けた児童のシェルターを運営している研修生からは、児童・生徒向けの暴力防止のためのコミュニケーション能力やアサーティブネス向上プログラムの開発と、幼稚園、保育園と連携した教員、指導者向けの普及啓発プログラムの事例が報告された。またインドのデリー大学で教員として勤務している研修生からは、デリー警察と連携してVAW防止をテーマとしたパントマイムショーや講義を、市民向けに実施している事例が報告され

た¹²⁾。日本においてもCAPや中・高校生を対象としたデートDVの講座が実施されるなど、人権に配慮した暴力防止のための教育・普及啓発活動は広がりを見ている。しかし、実際にDV被害者と職務で接する医療従事者や、司法関係者など職域別の研修については、多くの課題が残されており、さらなる取組みが必要な分野であろう。

研修生によるカントリーレポートの発表からはまた、越境的な移動が新たな形態のVAWを生み出していることが、あらためて確認された。カンボジアで人身取引被害者への法的支援を提供しているNGOの代表をつとめている研修生からは、同国が人身取引の送り出し地域であると同時に受け入れ地域、中継地点であるとの点が指摘された。こうした状況のもとでおこなわれている人身取引の目的は売春、性産業での搾取的労働、奴隷状態での結婚など多様であるが、その犠牲者は女性に限定されず男性や男児であっても強制労働や臓器摘出、小児性愛の目的で被害者となっている現実がある。人権視点に立った暴力被害者の救済を議論する場合、男性被害者への対応をも視野に入れた政策が求められている。

女性の移動に伴い発生する暴力の形態は、移動を促進している要因によっても異なる様相をみせる。人身取引の多くの事例は強制的な圧力のもとでの移動だが¹³⁾、労働移動のような自発性を伴う移動の場合もVAWのリスクをはらんでいる。たとえばフィリピンでは1970年代半ばより、国策として国際労働力移動を推進してきた。80年代以降は移住労働者の過半数を女性が占め、その多くは家事労働者やエンターテイナーとして就労している。移住労働者への支援を提供しているNGOから「エンパワーメントセミナー」に参加したフィリピン人研修生は、フィリピン国外で働く女

性たちが雇用主から暴力を受けた際の支援について言及している。同NGOでは電話やEメールといった既存の相談手段に加え、携帯電話を通じたホットラインを創設し、テクノロジーを活用した先進事例が報告された。また日本在住のフィリピン人研修生は、国際結婚により日本に定住したフィリピン人女性への支援について言及した。第3節でも述べたように、労働移動や国際結婚を通じた外国籍住民の増加は、日本国内のDV支援政策の適用範囲の拡大の必要性を示しているといえるだろう。

(2) 日本における企業によるDV被害者支援からの示唆

「エンパワーメントセミナー」では、日本社会でVAWに対する取組みを推進する行政以外の主体の実践に着目し、こうした組織の活動を紹介することに力点をおいた。具体的には企業、NGO、社会福祉法人や医療機関での視察と講義を通して、日本における連携の実態を学ぶ機会を提供した。紙幅の関係上、過去2年間に訪れたすべての視察先について報告することは難しいため、本稿では企業によるDV被害女性への支援から学んだことを整理してみたい。

わが国においては1990年代半ば以降、「企業の社会的責任、以下CSR」や「企業市民」概念の台頭とともに、企業が社会の一構成員として果たし得る役割についての関心が高まった。日本社会におけるCSRは法令遵守や企業活動の情報開示、製品やサービスの安全性の確保、労働者や企業活動により影響を受ける人々の人権や多様性の尊重、環境に配慮した事業展開や持続可能な社会作りのための社会貢献活動を主要な柱として実施されてきた[日本経済団体連合会 2005]。男女共同参画の推進は、人権や多様性の尊重に該当し、主として女性社員の登用や両立支援制度の充実が図られている。しかしNWECでは社会貢献活動の枠組みの中で、社会的に困難な立場におかれている女性のエンパワーメントに資する先進的な活動をおこなっている企業が存在することに注目し、この分野で実績のある企業に、「エンパワーメントセミナー」への協力を依頼した。

2008年度は日本国内で、英国の化粧品専門店を展開している企業を訪問した。同社では、企業活動は貧困、環境といった世界の問題に大きな影響を与え、企業には、世界に対する責任があるとの創業者の理念のもと、1976年の創業当初より動物実験の廃止や環境に

配慮した製品の開発、販売などに力を注いできた。2006年からは「家庭での暴力の廃止」キャンペーンを北米地域および日本国内で展開している。一連のキャンペーンは、DVの普及啓発事業と、キャンペーン対象商品(リップクリーム)の売り上げの一部をDV支援活動団体に寄付する資金提供と、社員によるボランティア活動の有機的なつながりから成っている。

2009年度には、外資系証券会社を訪問し、同社が社会貢献事業の一環として実施している、女性のエンパワーメント関連事業についてのプレゼンテーションを受けた。日本における企業の社会貢献活動というと、環境保護や福祉部門での活動がこれまで主流であった。しかし、訪問先の企業では2002年当初に実施した調査により、DVを受けている女性への支援が十分ではないことを知り、この分野での支援を他社に先駆けて開始している。同社の社会貢献活動は、社員が地域活動に参加したり、NPO法人を通じて参加する「コミュニティーサービス」、寄付を通じた支援をおこなう「コーポレートギビング」、特定の分野に特化した資金支援や社員の参画を推進する「戦略的エンゲージメント」の3種の活動からなる。「コミュニティーサービス」の枠内では、2002年から「明日へのドレスアップ」プロジェクトを実施している。社員がビジネス用のスーツやバッグ、靴、ベルト、アクセサリなどをDV被害者や一人親家庭への支援団体に寄付している。また、女性社員がDVサバイバーに対して職業経験を共有するキャリアワークショップや、DV家庭で育った子どもたちと外出するなど多彩なプログラムを展開している¹⁴⁾。

「エンパワーメントセミナー」研修生の、企業によるDV被害者女性への支援に対する反応はふたつに分かれた。ひとつは「(出身地域では)見られない画期的な取組み」であり、「実際に訪問するまでは、企業とDV支援策が自分の中で結びつかなかったが、日本でおこなわれているようなアプローチが可能か、帰国後に検討したい」との肯定的な意見である。一方「現実問題として自分の国では実現が難しい」との意見もあった。こうした意見は、民間セクターの発展そのものが脆弱な国の研修生からみられた。

出身国の経済状況によりその反応は分かれたものの、日本企業のCSR活動の一環としてのDV被害者支援から得られた重要な学びのひとつに、研修生の意識の中で、VAW撲滅のステークホルダーの範囲が広がっ

た点にある。「エンパワーメントセミナー」の場合、韓国を除き、研修生の大半は開発途上国の出身である。開発途上国では、国連機関や国際NGOに代表されるグローバルファンドが様々なプロジェクトを実施しているため、社会開発に費やすことができる資金源は必ずしも少なくはない。しかしこうした組織は当然のことながら、それぞれのミッションに基づいて金銭的・人的資源を配分しているため、対象領域から外れてしまった場合は、外部資金の調達が困難となる。インドネシアを例にとると、インドネシアでは津波被害からの復興や環境問題であれば、応募可能なファンドは多数あり、プロジェクトの提案も比較的採択されやすい。しかし、VAWのようにジェンダー不平等に起因する、不可視化された差別の問題には、なかなか資金が回らないのが実情である。こうした制約の下でDV被害者支援をおこなっている企業とのパートナーシップは、あらたな連携のあり方としてとらえられた。

しかし、企業との連携に注目する理由は、その資金提供者としての役割のみに限定されない。両社の活動はDV問題を、被害当事者の女性個人の水準から、いかに社会全体に広げていくかとの点でも示唆に富んでいる。2008年に訪問した企業では大学のボランティアセンターとも連携しつつ、シンポジウムやワークショップを通じて若年層への普及啓発活動をおこなっている。2009年に訪問した企業では、「明日へのドレスアップ」を契機として、同社の男性社員がスーツをホームレス男性に贈るあらたなプロジェクトが生まれている。また、DV家庭で育った子どもたちとの外出する活動には、多数の男性社員がボランティアとして参加し、暴力以外の手段を通じてコミュニケーションが取れる、男性ロールモデルとしての役割も果たしている。「エンパワーメントセミナー」の研修生からは、「VAWやDVを女性問題の枠内にとどめず、男性や若年層にも関心を持ってもらい、防止や撲滅に協力を要請する方策を模索していたので非常に参考になった」

との意見がきかれた。

4.2. 「女性のエンパワーメント国際フォーラム」

——アジア・太平洋諸国からの日本への提言

平成21年度の「国際フォーラム」では、これまで別個の事業として実施していた「エンパワーメントセミナー」の研修生による研修成果の報告を、フォーラムの後半のプログラムに組み込んだ。11名の研修生は2班に分かれて、「アジア・太平洋地域における女性に対する暴力に関する介入と支援システムについて」と題する、60分の政策提言プレゼンテーションをおこなった。政策提言は第1班が各国のVAWの現状と法的枠組みと、VAW防止や撲滅のための取組みをレビューし、第2班が具体的な政策提言をおこなった。政策提言の全文は「平成21年度国際フォーラム」の報告書に掲載されているため、ここでは研修生から見た日本社会への提言についてのみ簡単に触れておきたい。

提言はまず現行の「DV防止法」による「暴力」の定義を拡大し、保護命令の対象範囲を恋人や交際相手からの暴力にまで広げることから始まり、加害者に対する罰則規定ならびに更生のための具体的な手だてについて言及するよう求めている。DVを含むVAWの撲滅のためには、両性間の平等を確立する社会的な仕組みの整備が基盤となる。そのためには、男女共同参画施策を推進する拠点となる国内本部機構を、現行の男女共同参画局から省庁レベルに引き上げ、既にアジア・太平洋諸国にあるような女性省と同様の組織づくりが必要ではないかとの指摘もなされた。提言の3点目では、1999年に施行された「男女共同参画社会基本法（以下、「基本法」）」について言及している。「基本法」をより実行性のあるものとするためには、同法に定められている条項の遵守を確保する制度が必要ではないか、たとえば、所轄省庁に対してより実効性のある報償と罰則規定の適用などが考えられる。こうした

表3 「女性のエンパワーメント国際フォーラム」

実施年度	テーマ
平成18年度	産む・産まない 各国男女事情 一次世代育成に関する国際調査から—
平成19年度	これからの女性リーダー像とは ~行政・大学・企業・団体での人材育成支援~
平成20年度	人身取引問題の解決に向けたグローバル・パートナーシップ
平成21年度	女性に対する暴力の撲滅に向けて

出所：『独立行政法人国立女性教育会館自己点検・評価報告書』平成18年度～平成20年度より著者作成

一連の措置と並行して、より広く「基本法」の内容を周知するための普及啓発活動の充実が不可欠であるとのコメントで、政策提言は締めくくられている。

「エンパワーメントセミナー」は12日間という限られた日程でおこなわれ、日本の男女共同参画政策やDV支援の実態を網羅的に視察できた訳ではない。また国内本部機構のあり方や役割などは、各国の政治状況に強く規定されるため、日本とアジア・太平洋地域の途上国との拙速な比較はできない。しかし一方で、日本の男女共同参画が停滞していることは、国連開発計画が毎年公表しているジェンダーエンパワーメント指数が109カ国中57位（2009年度）[UNDP 2009:190]と先進国中、最下位グループに属していることから明らかである。「DV防止法」に限っても、国際社会での先進的な取組みに促されて、2001年に同法が成立した経緯がある。日本は決してこの分野における「先進国」ではないのである¹⁵⁾。経済的な発展の度合いと、男女共同参画の進展は必ずしも正の相関関係にはないという事実を考える時、上にあげた「エンパワーメントセミナー」の研修生からの提言を真摯に受けとめ、アジア・太平洋諸国からの呼びかけにこたえていかねばならないのではないだろうか。

5. まとめにかえて

本稿ではNVECが過去6年間に実施した、VAWを中心的な主題とした研修と普及啓発事業を事例にこれまでの成果と今後の課題を検討した。国内研修については、「DV防止法」の理解や日常の相談業務に役立つ実践的な内容に加え、相談員の経験年数や技術や職位に応じ、これまで以上にきめ細かな研修内容が求められていることが確認できた。「暴力被害者支援セミナー」の実施にあたっては、内閣府やセミナーの企画委員会と調整を図りつつ地域の実情や受講生のニーズを考慮した研修を実施できるよう、NVECがこれまで蓄積した研修の運営ノウハウや講師とのネットワークを活用していきたい。国際研修については、グローバル化がVAWにもたらす影響を考慮し、人身取引の問題や日本で暮らす外国籍市民への支援を含めたより広い視野に立った研修ならびに普及啓発事業が必要である。

〈注〉

- 1) 北京行動綱領の戦略目標の日本語訳は、総理府仮訳による。
- 2) 「全国女性シェルターネット」は2005年に法人格を取得している。
- 3) 毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間が、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に該当する。
- 4) 「DV防止法」は2004年、2007年の二度の改正を経て、保護命令制度の改善や市町村の「配偶者暴力相談支援センター」設置の努力義務などが明記され、一定の進展をみている。
- 5) 女性関連施設とは、男女共同参画センター、女性センター、働く婦人の家、農村婦人の家を指し全国に636施設ある。そのうち、男女共同参画センター、女性センターは380施設である（数値はいずれも2009年11月1日現在のデータであり、国立女性教育会館女性関連施設データベースによる）。
- 6) スーパービジョンとは「支援者がより高い知識や技術を身に付けるため、より経験のある者が経験の浅い者を支援する実践指導の場」を指す〔内閣府男女共同参画局 2005:107〕。
- 7) 地域ブロックは、北海道・東北、関東甲信越、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄の6つの地域から成る。
- 8) 「さまざまな相談への的確な対応や配慮事項などより実践に役立つ力を身につけることができたか」との設問には98.7%の回答者がそう思う、あるいは非常にそう思うと回答している（平成19年度）。
- 9) 内閣府男女共同参画局によると、「配偶者暴力相談支援センター」は2009年11月1日現在、182施設ある。「配偶者暴力相談支援センター」は、福祉事務所、女性センター、婦人相談所、保健所、児童相談所に設置されている。
- 10) 受理会議では、最初の電話相談を受けた後に、相談内容、今後の方針や対応、必要な手続きを相談業務担当職員が確認する。ケース会議とは、ひとつのケースを複数の職員が検討することを指す。ケース会議を開くことにより、対応方針に関するより深い分析が可能となる〔内閣府男女共同参画局 2005:106-107〕。
- 11) 2009年度の「エンパワーメントセミナー」の研修

生が発表したカントリーレポートは、下記のNWECのホームページよりダウンロードすることが出来る。<http://www.nwec.jp/>

- 12) インドにおけるVAWの実態と、デリー警察と連携したVAW防止キャンペーンの詳細については、本号に掲載されているSingla論文を参照されたい。
- 13) 「都市や国外には高賃金の仕事がある」との偽りの情報にひかれて、一見「自発的」に移動した結果、人身取引の犠牲者となる事例も多数報告されている。
- 14) DV被害者支援活動の詳細については、内閣府男女共同参画推進課 [2008:15] を参照されたい。
- 15) 韓国では1983年に「女性ホットライン」が設立され、DV追放運動が開始されている。台湾でも1987年の戒厳令解除後に女性NGOが暴力被害者への支援運動を始めている [戒能 2008:256]。

〈参考文献〉

アジア女性交流・研究フォーラム 2002 『アジアのドメスティック・バイオレンス』 篠崎正美監訳・監修 アジア女性交流・研究フォーラム編 明石書店

Davies, Miranda 1994, *Women and Violence*, Zed Books: London = ミランダ・デービス著 鈴木研一訳 1998 『世界の女性と暴力』 明石書店

移住連「女性への暴力」プロジェクト編 2004 『ドメスティック・バイオレンスと人身売買：移住女性の権利を求めて』 現代人文社

戒能民江編著 2001 『ドメスティック・バイオレンス防止法』 尚学社

戒能民江 2008 「東アジアにおけるジェンダー・ポリティクスの一断面—DV政策を中心に」 戒能民江編著 『ジェンダー研究のフロンティア1 国家／ファミリーの再構築 人権・私的領域・政策』 作品社 pp.250-275.

クマラスワミ、ラディカ著 クマラスワミ報告書研究会訳 2000 『女性に対する暴力 国連人権委員会特別報告書』 明石書店

内閣府男女共同参画課 2008 「ゴールドマン・サックス証券のDV被害者の就労支援」『共同参画』 2008年9月号, p.15.

内閣府男女共同参画局 2005 『配偶者からの暴力 相談の手引 改訂版』 内閣府男女共同参画局推進課

(社)東京自治研究センター・DV研究会編 2007 『笑顔を取り戻した女性たち マイノリティー女性たちのDV被害—在日外国人・部落・障害』 パド・ウィメンズ・オ

フィス

United Nations Development Programme (UNDP), 2009 *Human Development Report 2009 Overcoming Barriers: Human Mobility and Development* UNDP: New York.

〈一次資料〉

国立女性教育会館 『独立行政法人国立女性教育会館自己点検・評価報告書』 平成16年度～平成20年度

国立女性教育会館 『国立女性教育会館 主催事業等実施報告書』 平成16年度～平成20年度

〈ウェブサイト〉

第4回世界女性会議 行動綱領 (総理府仮訳)
<http://www.gender.go.jp/kodo/index.html>
(アクセス日時：2009年11月14日)

国立女性教育会館女性関連施設データベース
<http://winet.nwec.jp/sisetu/outline.php3>
(アクセス日時：2009年11月12日)

内閣府男女共同参画局配偶者からの暴力被害者支援サイト
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>
(アクセス日時：2009年11月12日)

日本経済団体連合会 企業行動委員会/社会貢献推進委員会 社会的責任経営部会CSR推進ツール
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/csr.html#info>
(アクセス日時：2009年11月11日)

謝辞

本稿で検討した国立女性教育会館の研修・事業の企画と実施にあたっては、多くの皆様にご協力いただいた。多忙なスケジュールの合間を縫って講師をお引き受けくださった先生方、関係機関の方々に深い謝意を表したい。また、貴重な職業的知見を共有してくださった「エンパワーメントセミナー」の研修生にも紙面を借りて、お礼を申し上げる。

(おち・まさみ 国立女性教育会館研究国際室専門職員)